

環境基本計画の改定について（中間見直し）

1. 環境基本計画について

環境基本計画とは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例に定める基本理念を具体化するための計画です。本計画には環境の保全と創造を図るという中長期的な視野と、施策を実現していくという実務的な視野が必要です。

◆明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋

（基本理念）

第2条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

◆環境基本計画に定める必要事項（基本条例抜粋）

（環境基本計画の策定）

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の目標及び大綱



第3章 めざす環境像と計画の基本理念

(2) 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）



第5章 各主体の役割

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

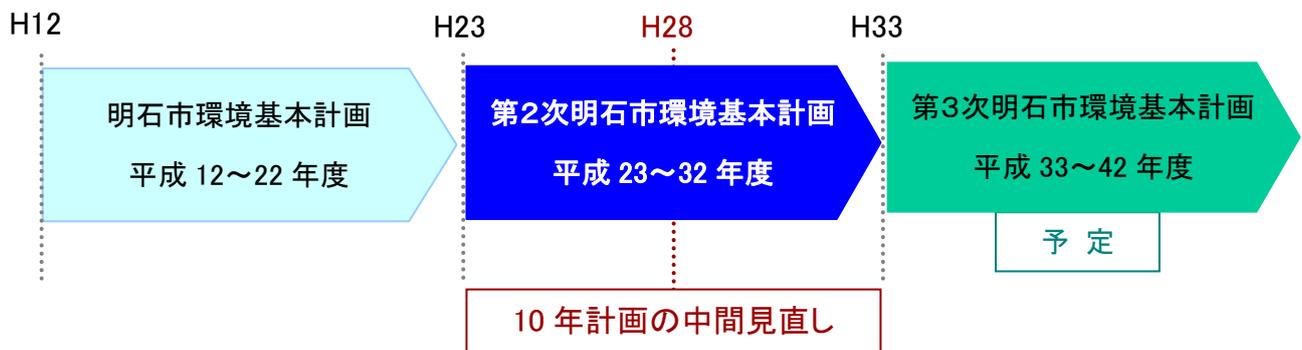


第6章 計画の推進

2. 計画の見直し方針について

平成 24 年 1 月に策定した本計画は、計画期間が平成 23 年から 32 年までの 10 年計画となっており、この度の見直しは中間見直しとなるため、主に現状と整合性を図るものとします。

また、本市では、この第 2 次明石市環境基本計画策定後、環境に関する 3 つの個別計画（温暖化対策、生物多様性戦略、一般廃棄物処理）を策定していることから、詳細な推進施策については個別計画で定めることとし、本計画では理想とする環境像や理念など、基本的事項について記載するものとします。



◆個別計画



ストップ温暖化！低炭素社会のまち
あかしプラン



つながり生きもののネットワーク
生物多様性あかし戦略



みんなで作る循環型のまち
あかしプラン

※基本計画では理念を掲げ、個別計画で詳細な推進施策を定めます

《見直し方針》

- ① 変化しつつある環境背景と整合を図る
- ② 理念計画とするため詳細な推進施策については個別計画で定める
- ③ 内容を集約し市民が読みやすいものとする

3. 計画の見直し内容について

【現行計画】

第1章 計画の基本的事項

- (1) 環境基本計画とは
- (2) これまでの経緯
- (3) 計画策定の背景
- (4) 計画の位置づけと役割
- (5) 計画の対象
- (6) 計画の期間

第2章 明石市の環境の現状

- (1) 市域の概況
- (2) 環境の現状

第3章 めざす環境像と計画の基本理念

- (1) 明石市のめざす環境像
- (2) 計画の基本理念
- (3) 基本方針

第4章 推進施策

- (1) 施策の体系
- (2) めざす環境像の実現に関する基本施策

第5章 各主体の役割

- (1) 市民・事業者の環境行動指針
- (2) 市の環境行動指針

第6章 計画の推進

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の進行管理
- (3) 計画の見直し

【改定計画】

第1章 計画の基本的事項

- (1) 環境基本計画とは
- (2) これまでの経緯
- (3) 計画策定の背景
- (4) 計画の位置づけと役割
- (5) 計画の対象
- (6) 計画の期間

第2章 明石市の環境の現状

- (1) 市域の概況

個別計画に記載

第3章 めざす環境像と計画の基本理念

- (1) 明石市のめざす環境像
- (2) 計画の基本理念
- (3) 基本方針

個別計画に記載

第4章 各主体の役割

- (1) 市民・事業者の環境行動指針
- (2) 市の環境行動指針

第5章 計画の推進

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の進行管理
- (3) 計画の見直し

※各項目について、見直し方針に基づき内容の精査を行い、わかりやすいものとなるよう集約を図る